

議案第84号

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額を改定する必要がある  
ので、本案を提出する。

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月世田谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号ロ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に改め、同条第2号中「262,530円と27円50銭」を「270,655円と28円35銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担については、なお従前の例による。